

厚生労働省
東京労働局発表
令和6年10月29日

担当	東京労働局労働基準部 監督課長 神子沢 啓司 主任監察監督官 木村 恭巳 電話 03 (3512) 1612
----	---

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します ～ 併せて「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催 ～

東京労働局（局長 富田望）では、11月の「過労死等防止啓発月間」に、過重労働解消キャンペーンや、過労死等の現状やその防止について考えるシンポジウムなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、都内の労働基準監督署において長時間労働の削減等に向けた重点的な監督指導を行うとともに、11月2日（土）に労働基準監督官が過重労働等に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを実施するほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

■ 「過重労働解消キャンペーン」の概要

1 労使団体への協力要請の実施

キャンペーンの実施に先立ち、都内の労使団体（182 団体）に対し、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する協力要請を行います。

2 ベストプラクティス企業との意見交換の実施

東京労働局長が働き方改革に積極的に取り組む「ベストプラクティス企業」及びその取引先企業に訪問し、意見交換を行い、取組事例を紹介します。本年度は、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用された道路貨物運送業の企業及びその取引先企業を対象とすることを予定しています。

※ 詳細は、追ってお知らせします。

3 重点監督の実施

長時間労働が行われていると考えられる事業場に対して重点的な監督指導を実施します。

4 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日の実施

11月1日（金）から11月7日（木）（11月3日（日）、4日（月・祝）を除く。）までを過重労働相談受付集中期間とし、下記の窓口にて過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。また、11月2日（土）に労働基準監督官による「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を実施します。相談ダイヤルでは、過重労働を始めとした労働問題全般にわたる相談を受け付け、相談者の意向を踏まえた管轄の労働基準監督署への情報提供、関係機関の紹介など相談内容に応じた対応を行います。

《過重労働解消相談ダイヤル》

・電話相談日時：令和6年11月2日（土）9：00～17：00

・フリーダイヤル：0120-794-713
なくしましろう 長い 残業

《過重労働相談受付集中期間における相談窓口》

・東京労働局・都内の労働基準監督署（開庁時間 平日8：30～17：15）

※各連絡先は東京労働局のホームページに掲載しています。

・労働条件相談ほっとライン【委託事業】

0120-811-610（フリーダイヤル）
はい！ ろうどう

（相談受付時間：月～金17：00～22：00、土日・祝日9：00～21：00）

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から1月までを中心に、オンライン又は会場開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

事前予約制で参加費無料です。詳細は下記ホームページをご覧ください。）

〔専用ホームページ〕 <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

■過労死等防止対策推進シンポジウムの概要

有識者や過労死で亡くなられた方のご家族にもご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探るシンポジウムを以下の会場で開催します。

● 東京会場

日時：令和6年11月25日（月） 14：00～16：30

（お申し込みはこちら）

場所：ティアラこうとう 大会議室（東京都江東区住吉2-28-36）

（参加は無料ですが、事前の申込みが必要です）

Webからの申込：<http://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/index.html>



● 東京中央会場

日時：令和6年11月6日（水） 13：45～17：00

場所：イイノホール（東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング）